

議第 6 号議案

地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書案

上記意見書案を別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 24 年 9 月 19 日

提出者	桐生市議会議員	福	島	賢	一
賛成者	桐生市議会議員	北	川	久	人
	同	渡	辺		修
	同	岡	部	純	朗
	同	新	井	達	夫
	同	佐	藤	光	好
	同	周	東	照	二
	同	園	田	恵	三

桐生市議会議長 荒 木 恵 司 様

地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書

近年、日本列島では阪神大震災や東日本大震災、内陸の活断層での地震が相次ぎ、かけがえのない国民の生命と財産が奪われ、道路をはじめとする各種ライフラインも甚大な被害を受け、被災地の復興に大きな障害となっている。さらに災害は地震だけにとどまらず、頻繁に発生する大型台風をはじめ、局地的集中豪雨の多発などにより河川や内水の氾濫、土砂災害が発生し、国民の安全・安心が大きな脅威にさらされている。またインフラ施設の老朽化の問題では、橋梁など高度成長期に造られた多くの構造物が更新期を迎えているが、その対応の遅れから橋梁の崩落など大事故につながる危険もあり、施設の更新や補修などの緊急対策を講じることが求められる。

国が担当する河川や道路などの社会資本は、全国の整備状況や地域性を熟知し、地域間に大きな差が生じないような整備を行うべきであり、憲法にうたわれる法の下での平等、住居・移転の自由、生存権と国の社会的使命を果たすため、国に課せられた責務である。さらに、災害時に必要な幹線道路の緊急復旧、大規模な河川施設の機能確保などは、連続的かつ広域的に対応することが最善であり、引き続き国が行うべきであるし、緊急的な復旧が困難な地方自治体への支援は、被災地以外から求めなければならないことから、国が行うことでより迅速に対応することが可能となり、これらの活動の前面に立つのが防災官庁である国土交通省の地方整備局である。

地方整備局は、東日本大震災や全国各地を襲った風水害など、災害の発災直後から市町村と一体となって迅速かつ懸命に復旧活動を行い、防災・減災に対する「国の責任」を果たしてきた。しかし政府は、「地域主権戦略会議」において「関西、九州両地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所を当面の移譲対象候補とする」などを骨子とした特例法の法案化作業を進めている。

基礎自治体の意見を十分踏まえることなく、「地方整備局」の事務・権限を地方に移譲することは、国が自ら責任を放棄し、地方自治体へ押し付けるこ

とになるとともに、地方自治体の地域間格差を一層拡大させ、国民の「安全・安心」と公平で公正な行政サービスを脅かすこととなり、決して有益とはならない。こうしたことから、国土交通省地方整備局と事務所・出張所で実施してきた事業や役割を引き続き継続して実施し、国民の安全で安心な生活を確保するためには、国の出先機関として存続することが不可欠である。

よって、下記事項について強く要望する。

記

- 1 住民の生命と財産を守るために、必要な公共事業については引き続き国がその責任において実施することとし、国土交通省地方整備局の事務所・出張所を存続させること
- 2 国の出先機関改革の検討に当たっては、拙速に進めることなく、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の実情に精通している基礎自治体の意見を十分踏まえるよう、慎重な対応をおこなうこと
- 3 道路・河川などの公物管理に必要な維持管理や防災関連予算を増額し、住民の安全・安心につながる適正な管理をおこなうこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 日

桐生市議会議長 荒 木 恵 司

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
地域主権推進担当大臣
国家戦略担当大臣 あ て